

農業経営の継続的発展に向けた支援活動

■ 管内新規就農者・認定農業者等 ■

(西讃農業改良普及センター ○若林武志、太田尊士、金場香織、高木一生)

● 対象の概要

西讃管内の耕地面積は7,560ha、農家戸数は5,163戸と各々県内の約4分の1であるが、農業産出額は335億円と県内の約4割を占めている。こうした中、レタスやブロッコリー等を中心とした担い手による生産性の高い農業が展開されているものの、農業者の年齢構成は、70歳以上が55%を占め、高齢化の進行による担い手の減少が懸念されている。一方で経営の安定化のため担い手が経営を法人化する事例がみられ、直近5年間で40法人から64法人へと増加している。

● 課題を取り上げた理由

今後、高齢化による地域農業の担い手の減少が懸念される中、新たな担い手を確保・育成し、野菜を始め果樹や米麦等の管内産地の維持・発展を図ることは、地域農業の重要な課題である。

担い手の確保・育成にあたっては、就農した後継者が着実にステップアップできるよう、家族内での役割分担の明確化等による経営者意識の醸成や、将来の円滑な経営継承を見通した経営の展開について、意識啓発していくことが必要である。

● 普及活動の経過

1 地域農業の担い手の掘り起し

管内両市では、(公財)香川県農地機構、市農業主務課・農業委員会、JA地区営農センター、農業改良普及センターを構成員とする担い手育成総合支援協議会の幹事会が毎月開催されている。当会では認定新規就農者や認定農業者となる担い手候補者について、情報交換するなど新たな担い手の掘り起しを行っている。

2 担い手候補者に対する計画作成支援

両市の担い手育成総合支援協議会における協議で掘り起しを行った担い手候補者に対し、各々の機関の専門的立場の担当者が連携して面談することにより、5年後の農業経営の方向性等を持ち一定レベルの所得目標を目指す場合には、認定農業

あたっては、5年後の経営規模や作目の生産量など具体的な数値目標の設定について助言した。また、この際5年後の目標に向かって着実に前進できるよう農業制度資金や助成事業等認定農業者の経営改善を支援する施策についても、積極的に活用するよう働きかけた。

こうして作成された経営改善計画は、市担い手育成総合支援協議会幹事会で協議後、認定農業者への認定を受けるとともに関係機関で当計画を共有し、連携支援体制を構築している。



面談による経営改善計画作成支援

3 円滑な経営継承に向けた取組み

後継者が就農し地域農業の次世代の担い手となるためには安定的な経営の継続、すなわち家族内での経営の円滑な継承が重要な課題となる。そこで、後継者が就農している家族経営を対象に「円滑な経営継承」をテーマとした農業経営力向上支援セミナーを開催し、啓発等を行った。当セミナーでは、普及センターからは経営理念等の無形経営資産の、税理士からは有形経営資産の継承について関係制度の概要等を説明した。無形経営資産の継承では、現経営者から生産技術だけでなく、経営に対する考え方や地域との連携、取引先との関係等を継承・準備しておくことも経営者として重要なことと意識啓発した。

あわせて現地活動において、計画的な経営継承のための家族経営協定の締結や、経営改善計画書

の親子間・女性農業者との共同認定についても提案・喚起するなど、将来的な円滑な継承に向けた取組みを支援した。



農業経営力向上支援セミナーでの啓発

●普及活動の成果

1 地域農業を担う担い手の確保・育成

毎月定期的に両市の担い手育成総合支援協議会を開催し、担い手候補者の掘り起しを行い、認定農業者に誘導した結果、本年度 37 名の新たな認定農業者を確保した。加えて 113 名の認定農業者が 5 年間の認定期間を終了し認定農業者の再認定を受けることとなり、地域農業の担い手として新たな経営目標の達成に向けて取り組むこととなった。

管内では高齢化が進み、担い手の減少が懸念される中、若い世代から経験豊富な担い手まで多様な担い手が確保されている。

表－1 認定農業者数の推移（5年間）

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
認定農業者数	576	586	584	581	577	-
新規	23	24	36	24	37	114
更新	92	72	59	92	113	418
変更	11	10	12	8	8	49

2 経営継承に向けた家族経営協定等の作成

家族内での責任ある農業経営への参画と、円滑な経営継承に向けて 7 戸の農業者が家族経営協定を締結し、うち 3 戸は具体的な経営移譲の時期を明記することとなった。また、締結された協定書の

中には、地域農業の担い手として地域貢献に努めることも合意されるなど、経営継承の基盤となる要素が盛り込まれることとなった。

あわせて当協定を締結した農業者のうち 3 戸が親子間共同申請による認定農業者の認定も受けることとなり、現経営者と後継者間で経営理念等を共有しながら経営に取り組むこととなった。



家族経営協定の調印式

●今後の普及活動の課題

安定的かつ継続的な農業経営の発展には、長期的な視点に立った計画的な経営継承等の取り組みが必要であり、また、家族状況等経営ごとに取り組むべき内容は異なってくる。新規就農から地域農業の担い手となっていく過程において、経営の具体的な将来ビジョンを描き、日々の農業経営に取り組めるよう支援していく必要がある。